

# 平成25年度予算編成要領

## “「今」必要なサービスの実施と「将来」のまちの発展 「財政の健全性」の確保、の実現に向けて！！”

中・長期財政収支見通しでは、若干の景気上昇を加味するが生産年齢人口の減少による影響により緩やかな回復に止まる市税収入が、少子高齢化の急速な進展による社会福祉経費の着実な増加に対応し切れず、現状の財政運営を続けていると、平成29年度以降から収支が不足する事態に陥ることが予測される。

このような状況を踏まえ、平成25年度の予算編成にあたっては、政策事業の追加等に伴う経常経費の増加を抑制するために、ビルド&スクラップを徹底することとし、新たな経常事業経費（ビルド）は既存の経常経費から生み出す（スクラップ）ことを基本とするとともに、今後の収支不足に備えて、前例踏襲や現状維持という考えを払拭した見直しを進め、既存の事業や制度の廃止・縮小、再構築や施設の管理経費、需用費等の経常経費の節減合理化に努め、以下に示す事項について十分留意し、予算編成に努めることとする。

### 1 全般に関する事項

#### (1) 『予算要求概要』の作成

各所属においては、予算編成方針を踏まえて、市民への公表も視野に入れた「予算要求概要」を作成し、各所属の予算要求にあたっての基本的な考え方や主要なビルド・スクラップ項目を明確に示すものとする。

#### (2) 市民サービスの充実（ビルド）

政策推進プランの採択事業については、一定の条件を付して採択（内示）を行ったが、効果的・効率的な実施内容及び方法等を検討し、市民満足度の高まる内容となるよう再考するとともに、政策推進プラン策定時に企画立案できなかった事業についても、タイムリーに要求するものとする。

#### (3) 健全な財政運営（スクラップ）

健全な財政運営においては経常経費の抑制が重要であり、そのためには、ビルドした経費はスクラップで生み出す必要があることから、見直し目標額（スクラップ）のうち各部への配分にあたっては、各部の経常経費の予算規模に加えて、政策推進プランで採択された新規経常事業費（ビルド）の規模も勘案して各部へ配分し、部内協力のもと見直し目標額の達成を図る。

なお、目標の達成にあたっては、見直し達成度を把握するため、「事務事業見直し一覧」を作成することとし、「事務事業見直し一覧の作成要領」や以下に示す見直しの視点により、徹底した経常経費の見直しに努めることとする。

#### ① 行財政改革に関連する指針やプランへの的確な対応

『茨木市行財政改革指針』（平成18年5月策定）における「市民本位のスリムな行政経営への改革」を基本理念に、行財政全般について、成果志向とコスト意識を持って、行財政改革の推進に取り組むことを基本とする。

具体的な取り組みとしては、『行財政改革推進プラン（第2期計画）』に掲げた事項等については、予算編成時に的確な対応を図ることとし、行政（事務事業）評価や『アウトソーシング指針』に基づき、指定管理者制度等の民間活力の積極的な導入等による徹底した事務事業の見直しに努めること。

また、『高度情報化推進計画（第2次）』に基づき、事務事業の効率化及び経費の節減に努めること。

#### ② 見直すべき事項の確実な達成

今年5月に行った「各部における課題事項に関する調」や行政（事務事業）評価、これまでの予算編成において課題とされた事項等について適切な対応を図ることにより、事業目的が達成されたものや必要性が低下したものは廃止・縮小するとともに、類似した事業については、各部調整のうえ、統合を図る。また、事務監査及び議会等で指摘された事項については、十分協議・検討を行い、改善に努めることとする。

#### (4) 所管事業における財源の確保に向けた取り組み

市税や保険料、使用料等収の向上に取り組むことはもとより、自ら積極的に財源の確保に努めることが重要であり、再度、あらゆる法令、通知並びに資料に基づいた制度の捕捉に努め、既成の観念にとらわれない歳入確保に向けた取り組みを強化するものとする。

#### (5) 適正負担に基づく税配分の公平性の確保

受益者負担の適正化は、税配分の公平性を図るものであり、行財政運営における基本的かつ不可欠な取り組みであることを十分認識し、特定の者にサービスを提供する事業については、適正負担のあり方を検討した上での事業展開を図るものとする。

#### (6) 事業の見直しにおける市民との協働の視点

事業の見直しにおいては、地域の課題の克服に向け、市民と行政が対等な立場で連携し、英知を結集できる「協働」のあり方を念頭におき、既存の事業見直しや再構築を行うものとする。

**(7) 事業の見直しにおける関係団体等との調整**

事業等の見直しにあたり影響を及ぼす関係団体等に対しては、見直しの内容や考え方、市の置かれている状況等について説明を行い、必ず相互理解と共通認識を図ったうえ、予算要求を行うものとする。

**(8) 部（課）を横断する協議・調整の実施**

部（課）を横断する事業の創出及び見直しについては、政策推進部会の活用等により関係部課で必ず協議・調整を行い、経費及び内容面において整理したうえで要求すること。

**(9) 国・府制度の積極的な活用と制度改正への適切な対応**

国・府の新年度予算編成に向けての動きを十分に注視することにより、国・府等の諸制度を積極的に活用するなど、収入の確保についても特段の努力を払うこととするが、制度の改正により廃止、縮小される事業は本市においても同様の措置をとることを基本とする。

その際には、改正内容等を十分理解し、市民の立場と財政負担の観点から検討を行い、早期に的確な予算対応が行えるよう努めるとともに、平成25年度予算に関連して条例、規則等を制定もしくは改正するときは、その原案を予算見積書の参考資料として添付すること。

**(10) 特別会計における独立採算制の徹底**

特別会計の予算編成にあたっては、一般会計に準じて行うこととするが、独立採算制の基本原則に照らし、当該会計の経営状況を十分に分析検討し、常に収入の確保と支出の抑制を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないように、業務運営の合理化及び効率化を進めること。基準外繰出金については、税負担の公平性の観点からも再検討を加え、見直し目標額の達成に向け必ず削減に取り組むこと。

**(11) 環境に配慮した予算要求**

環境負荷が少ない行政運営を目指すため、予算編成にあたっては、費用対効果に加えて地球温暖化の原因物質である二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減など、環境に配慮するとともに「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」に基づき、物品の購入等については、以下の点に留意すること。

- ① 消耗品等については、『茨木市グリーン調達方針』に従い、記載されていない物品についても、環境に配慮している物品を計上すること。
- ② 公用車については、低公害車の（リース契約との比較のうえ）積極的な導入を図ること。

## (12) 節電への取組み

東日本大震災を契機に、日本の電力事情が大きく変わったことを受け、今後予想される恒常的な電力不足に対応するため、「現行の取組みを一過性に終わらせない」意識のもと、引き続き節電に取り組むこと。

## 2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の完全捕捉に努めるとともに、より一層収納率の向上に努めること。また、今後における景気や税制改正の動向にも十分留意し、的確な見積りを行うこと。
- (2) 使用料、手数料、分担金及び負担金、雑入等については、受益と負担の公平性の面から、応分の負担の確保を基本に適正化に努めるとともに、料金を徴収すべきものには、収納率の向上に特段の努力を払うことにより、財源の確保に努めること。
- (3) 市税や保険料、使用料、分担金等の各種徴収金については、納期限内の自主納付が図られるよう環境整備に努めるとともに、滞納分は時間が経過するほど徴収が困難となるため、滞納整理の早期着手を徹底することにより、滞納繰越額の抑制と未収金の回収を図ること。

また「徴収事務担当者連絡会議」における滞納者に係る情報交換、徴収方法の研究などを活用し、収納率の向上につなげること。

- (4) 国庫・府支出金については、昨年度に引き続き、制度改正への対応などに遺漏のないよう対処すること。
- (5) その他少額、または捕捉の困難な収入についてもなおざりにすることなく、財源の確保に最大限の努力を払うこと。
- (6) あらゆる事業において前例にとらわれない柔軟な発想により、新たな財源の開拓に挑戦すること。

## 3 歳出に関する事項

- (1) 人件費については、「少数精鋭主義」の方針を堅持し、抑制に努めること。特に時間外休日給手当については、事務の簡素化と効率化をより一層進める中で、職員の適正配置や部内及び課内の応援体制を確立し、その削減に努めること。
- (2) 投資的経費については、経費の積算において必要以上の安全値を求めることなく、実績ベースを基本に事業内容を精査し、経済的な積算に基づくよう十分配慮するとともに、規格・仕様の見直しによる単価の削減など、コスト縮減に対する積極的な取り組みに努めること。また、添付資料として、設計書及び工程表を提

出すること。

- (3) 一般行政経費については、徹底した見直しに努め実績ベースよりさらなる経費の削減を基本に、別途配布の『予算要求基準』に基づき、経費ごとに示されている留意事項を遵守のうえ作成すること。
- (4) 市単独の扶助費については、所得制限の導入等を検討するとともに、他市との均衡、社会経済情勢を考慮し見直しを図ることを基本とする。  
国・府補助事業の扶助費についても、必要性を再検討し、予算と決算との乖離が極力生じないように、社会経済情勢等を考慮し適切に見積もること。
- (5) 補助金等については、本年8月に策定した「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、「公平で、公益性が高い事業に対する補助金制度」への転換を図るものとする。なお、特定団体への補助金については、「使用料・補助金等見直し検討部会」において11月頃に今後のあり方を決定する予定であり、それを踏まえて適切に対応することとし、その他の補助金等については、ガイドラインに基づいて適正化を図ること。
- (6) 事務機器の借入れや施設の管理業務などの契約については、長期継続契約が可能なことから、「茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準」に基づき、契約事務の軽減及び経費の節減の観点から、契約形態を見直すこと。

#### 4 予算要求書等の提出

- (1) 提出期限 平成24年11月7日（水）
- (2) 提出書類（送付書は不要）
  - ① 歳入・歳出予算要求書
  - ② 予算要求概要【様式1】
  - ③ 【様式2～5】（各様式は『予算要求基準』参照）
  - ④ 事務事業見直し一覧（『事務事業見直し一覧作成要領』参照）
  - ⑤ 予算要求書参考資料
- (3) 提出部数 各1部

書類はA4横（左綴じ）とし、⑤予算要求書参考資料のみ両面コピー、その他は片面コピーとする。提出方法については、『予算要求基準』を参照すること。